

郵送による戸籍謄本・抄本・戸籍の附票の写し等交付申請書

(あて先) 和歌山市長

令和 年 月 日

戸籍謄本等を申請される方について、ご記入ください。

個人	住所(〒 — —)
	氏名 昼間連絡のつく電話番号(— — —)
法人	会社名、代表者名、会社の住所、社印 印
	会社事務担当者名、住所 昼間連絡のつく電話番号(— — —)
筆頭者との続柄	1.本人 2.配偶者 3.父母 4.子 5.祖父母 6.孫 7.その他()

必要な証明書の番号を○で囲み、必要な枚数をご記入ください。

1 戸籍謄本(全部)	()通/450円	5 □受理証明書 ()通/350円 □届出書記載事項証明書 ()通/350円 (届出書の写し)(婚姻・離婚・出生・死亡・その他) (戸籍届出日) 年 月 日
2 戸籍抄本(一部)	()通/450円	6 死亡届の写し ()通/350円 ○死亡届を出した場所(和歌山市役所・その他)
3 除籍・改製原戸籍 *(謄本・抄本)	()通/750円 *いざれかに○してください。	※死亡届の写しが必要な場合(亡くなられた方の氏名)
戸籍・除籍の附票 *1(全部・一部)		死亡年月日を記入(年 月 日):使用目的が公的な年金・保険の手続きに 必要な場合に限ります。申請には証書のコピーが必要です。届書には保存期限が あります。詳しくはお問い合わせください。
4 *2(本籍記載・省略) *3(住民票コード記載・省略) *いざれかに○してください。 *2~3の記載がない場合は省略となります。	()通/300円	
<本籍>和歌山市		
フリガナ		抄本(一部)が必要な場合は、どなたの分か記入してください。。
<筆頭者>		生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
使用目的(具体的にご記入ください。)		

- 1 プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
- 2 第三者(本人・配偶者・子・父母・孫以外の方。)が申請される場合は、**委任状**(具体的な使用目的と必要な通数も記載してください。)が必要です。委任状がない場合は、**正当な使用目的(戸籍の記載事項のどの部分をどのような目的に使用するか具体的に記載すること。)**であるとともに**そのことを証明する添付資料が必要です。**不明な点は、お問い合わせください。
- 3 偽りその他不正な手段により交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます。
- 4 **本人確認書類の写し**(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険資格確認書など現住所が確認できる公的な書類のコピー)を同封してください。
- 5 送付先については、住民票及び戸籍附票に記載されている現住所への送付となります。
- 6 **送付された証明書類によっては、別の書類を追加して送付をお願いする場合があります。**
- 7 親族関係が和歌山市の戸籍で確認できない場合は、申請される方の戸籍謄本などの送付をお願いする場合があります。
- 8 手数料は、切手での納入はできません。定額小為替または現金書留でお願いします。
- 9 **返信用封筒**には、申請者の郵便番号・住所・氏名等のあて先を楷書ではつきりとご記入し、切手を貼付してください。
- 10 住民基本台帳法により、住民票コードの民間利用は禁止されています。

和歌山市役所 市民課
〒640-8511

直通電話 073(435)1310
和歌山県和歌山市七番丁23番地

記載例**郵送による戸籍謄本・抄本・戸籍の附票の写し等交付申請書**

(あて先) 和歌山市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

戸籍謄本等を申請される方について、ご記入ください。

個人	住所(〒 640-8511) 和歌山県和歌山市七番丁23番地	昼間連絡のつく電話番号(073-△△△-△△△△)
	氏名 和歌山 太郎	
法人	会社名、代表者名、会社の住所、社印 会社事務担当者名、住所	(印)
	昼間連絡のつく電話番号(- -)	
筆頭者との続柄	1.本人 2.配偶者 3.父母 4.子 5.祖父母 6.孫 7.その他()	

必要な証明書の番号を○で囲み、必要な枚数をご記入ください。

1 戸籍謄本(全部)	()通/450円	5 □受理証明書 ()通/350円 □届出書記載事項証明書 ()通/350円 (届出書の写し)(婚姻・離婚・出生・死亡・その他) (戸籍届出日) 年 月 日
2 戸籍抄本(一部)	()通/450円	6 死亡届の写し ()通/350円 ○死亡届を出した場所(和歌山市役所・その他)
3 除籍・改製原戸籍 *(謄本・抄本) *いざれかに○してください。	()通/750円	※死亡届の写しが必要な場合(亡くなられた方の氏名) 死亡年月日を記入(年 月 日):使用目的が公的な年金・保険の手続きに 必要な場合に限ります。申請には証書のコピーが必要です。届書には保存期限が あります。詳しくはお問い合わせください。
戸籍・除籍の附票 *1(全部・一部)		
4 *2(本籍記載・省略) *3(住民票コード記載・省略) *いざれかに○してください。 *2~3の記載がない場合は省略となります。	()通/300円	

<本籍>和歌山市	七番丁23番地
フリガナ	抄本(一部)が必要な場合は、どなたの分か記入してください。。
<筆頭者> 和歌山 一郎	生年月日 明・大・昭 平・令 〇〇年〇〇月〇〇日

使用目的(具体的にご記入ください。)

父一郎 死亡に伴う相続手続きのため、××銀行に提出するため。

必要な証明書は、父一郎の生まれてから死亡するまでの戸籍謄本 1セットです。

(※必要な戸籍の種別が不明な場合は、必要な証明書欄は空欄にして余白に何が必要か記載してください。)

- 1 プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
- 2 第三者(本人・配偶者・子・父母・孫以外の方。)が申請される場合は、**委任状**(具体的な使用目的と必要な通数も記載してください。)が必要です。委任状がない場合は、**正当な使用目的(戸籍の記載事項のどの部分をどのような目的に使用するか具体的に記載すること。)**であるとともにそのことを証明する添付資料が必要です。不明な点は、お問い合わせください。
- 3 偽りその他不正な手段により交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます。
- 4 **本人確認書類の写し**(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険資格確認書など現住所が確認できる公的な書類のコピー)を同封してください。
- 5 送付先については、住民票及び戸籍附票に記載されている現住所への送付となります。
- 6 **送付された証明書類によっては、別の書類を追加して送付をお願いする場合があります。**
- 7 親族関係が和歌山市の戸籍で確認できない場合は、申請される方の戸籍謄本などの送付をお願いする場合があります。
- 8 手数料は、切手での納入はできません。定額小為替または現金書留でお願いします。
- 9 **返信用封筒**には、申請者の郵便番号・住所・氏名等のあて先を楷書ではっきりとご記入し、切手を貼付してください。
- 10 住民基本台帳法により、住民票コードの民間利用は禁止されています。

和歌山市役所 市民課

〒640-8511

直通電話 073(435)1310

和歌山県和歌山市七番丁23番地